

「定額減税しきれないと見込まれる方」への 調整給付金のご案内

令和6年分の所得税及び令和6年度個人住民税(以下住民税)において、定額減税を実施しています。納税義務者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を給付します。

給付対象者

以下の2つの要件をいずれも満たす方が給付対象者となります。

1. 令和6年分所得税が課税される見込みの方、または、小国町の令和6年度住民税所得割が課税されている方
2. 定額減税可能額が「令和6年分所得税(推計)」または「令和6年度住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)方

※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

※本給付金は世帯単位ではなく、納税義務者(個人)への給付となります。

※定額減税可能額は、納税義務者本人及び控除対象配偶者・扶養親族数(国外居住者を除く)に基づき算出します。

※令和6年分所得税額(推計)は、令和5年分の所得・扶養の状況等からの推計により算出します。

調整給付金支給額の算出方法

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	−	令和6年分 所得税額 (推計)	=	所得税分の 減税しきれない額 ① (<0の場合は0円)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	−	令和6年度 個人住民税 所得割額	=	個人住民税分の 減税しきれない額 ② (<0の場合は0円)
調整 給付金	減税しきれない額 ① (所得税分)	−	減税しきれない額 ② (個人住民税分)	=	減税しきれない額 計 ③ (①+②)

※③を1万円単位に切上げ



調整給付金支給額

<例> 納税義務者・配偶者・子(大学生)・子(高校生)の4人世帯の場合

令和6年分所得税額(推計): 6,000円

令和6年度住民税所得割額: 38,000円

定額減税可能額(所得税): 30,000円×(本人+扶養親族数3人)=120,000円

定額減税可能額(住民税所得割): 10,000円×(本人+扶養親族3人)=40,000円

減税しきれない額(所得税分): 120,000円−所得税額6,000円=114,000円…①

減税しきれない額(住民税分): 40,000円−住民税所得割額38,000円=2,000円…②

給付金額 (①+②) 114,000円+2,000円=116,000円

→ 120,000円(1万円単位切り上げ)

給付金の支給手続き

- 給付金を受けるには、同封の「**調整給付金支給確認書**」の提出が必要です。
- 調整給付金支給確認書の記載内容をご確認のうえ必要事項を記入し、「**本人確認書類の写し**」(**必ず添付**)及び「**受取口座を確認できる書類の写し**」と一緒に専用の返信用封筒で返信してください。
- 返信して頂いた書類を審査後、振り込み日等を記載した給付金支給決定通知書を郵送します。
- 期限までに申請がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

提出期限：**令和 6 年 10 月 31 日(木)** 消印有効

よくあるご質問 Q&A

Q1 定額減税にかかる調整給付金の支給団体はどのように決まりますか。

A1 令和 6 年度分個人住民税が課税されている市町村から支給されます。

Q2 「令和 6 年分所得税(推計)」は、どのように計算しているのですか。

A2 事務処理基準日(令和 6 年 6 月 3 日)時点で入手可能な令和 5 年分の所得・扶養等を基にした所得税額を推計額として算出しています。

※事務処理基準日：調整給付額算定の事務処理(課税情報の抽出等)を進める基準となる日のこと

Q3 令和 6 年 4 月に子どもが生まれましたが、調整給付金の対象となりますか。

A3 【所得税分】

令和 6 年分の年末調整または確定申告により、生まれた子の分の定額減税を受けることができ、所得税から減税しきれない額が生じた際は調整給付の対象となります。調整給付額に給付不足が生じる場合は、令和 7 年以降に追加給付予定です。

【住民税所得割分】

令和 6 年 1 月 1 日以降に生まれた子は、定額減税及び調整給付金の対象となりません。

Q4 修正申告等による住民税の税額変更や令和 6 年分所得税の判明により、給付金額に不足が生じた場合はどうすればよいですか。

A4 令和 6 年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定したのち、調整給付額に給付不足が生じる場合は、令和 7 年以降に追加給付予定です。

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！

自宅や職場などに町・県・国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、町・県・国の機関を名乗るお心当たりの無いメールが送られてきた場合、メールに記載された URL にアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

お問合せ

小国町役場

〒869-2592 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1567-1

税務住民課(直通) ☎0967-46-2130

福祉課(直通) ☎0967-46-2116

受付時間 8:30~17:15(土日祝日を除く)